

地域医療支援事業登録医療機関に関する細則

平成 29 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第 1 条 この細則は、地域医療支援事業運営管理規程第 4 条に則り、登録医療機関を適正に管理することを目的として定めるものとする。

（登録医療機関の申請）

第 2 条 登録医及び登録医療機関の申請は、本実施規程趣旨に賛同し、地域医療支援事業登録申請書（別記第 1 号様式）をもって届出いただいた医療機関とする。

2 地域医療支援事業登録申請は、総合医療相談部運営委員会において協議し、地域医療支援病院運営委員会の承認を得て取り進める。

3 登録医療機関の変更及び追加する場合は、総合医療相談部より総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

（登録医療機関の項目変更）

第 3 条 登録医療機関から内容変更の連絡があった場合は、登録医療機関の情報変更申請書（別記第 2 号様式）を提出いただき、総合医療相談部より総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

（登録医療機関の取消し）

第 4 条 登録医療機関との地域医療支援事業の推進活動が困難と判断した場合は、総合医療相談部運営委員会において協議し、地域医療支援病院運営委員会の承認を得て取り進める。

（登録医療機関の辞退）

第 5 条 登録医療機関からの辞退申請があった場合は、当該理由をもとに総合医療相談部運営委員会において協議し、地域医療支援病院運営委員会の承認を得て取り進める。

（登録医療機関の管理）

第 6 条 総合医療相談部医療連携部門は、登録医療機関との支援事業に関わる連携活動状況を管理することとし、総合医療相談部運営委員会において運営する。

（登録医療機関の情報公開）

第 7 条 地域医療支援事業運営管理規程第 15 条に則り、当院正面玄関のインフォメーション及びホームページに掲載する。

（細則の改正）

第 8 条 本細則の改正は、総合医療相談部運営委員会の議を経て、病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成 年 細則第 号）

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。